特別支援学校教諭免許状の上進、二種免への領域追加について

◎教育職員検定により免許状の授与を受ける場合（免許法別表第7）
- ・小学校・中学校・高等学校・幼稚園教諭等　→　特別支援二種
- ・特別支援二種　→　特別支援一種
- ・盲・聾・養護学校二種　→　特別支援一種

◎教育職員検定により新教育領域を追加する場合（施行規則第7条第6項）
- ・特別支援二種に領域を追加
- ・盲・聾・養護学校二種に領域を追加

※領域を追加する場合は、第2欄の修得のみで良い

● 特別支援学校の教員免許状の取得においては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及びその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項（重複・LD等）の全てについて修得を必要とします。

● 旧法（旧課程）における修得単位（養護学校用）を新法（新課程）における修得単位に読み替える場合「知」「肢」「病」の3領域のうち、いずれか1つの領域の単位数に読み替えることができます。
（例）養護学校の心理等　→　「知」または「肢」または「病」の心理等

● 別表第7により二種免許状から一種免許状に上進する場合の在職年数の取扱い
平成19年3月31日までの養護学校における教員としての在職年数は、「知」「肢」「病」の3領域の在職年数として合算することができます。
（盲学校は視覚、聾学校は聴覚の在職年数と合算）
なお、平成19年4月1日からは、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担任する教員としての在職年数となっています。

知　知的障害者に関する教育の領域
肢　肢体不自由者に関する教育の領域
病　病弱者に関する教育の領域
視　視覚障害者に関する教育の領域
聴　聴覚障害者に関する教育の領域
重　重複・LD等（障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項）

心理等　心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目

教課等　心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

中心となる領域で修得
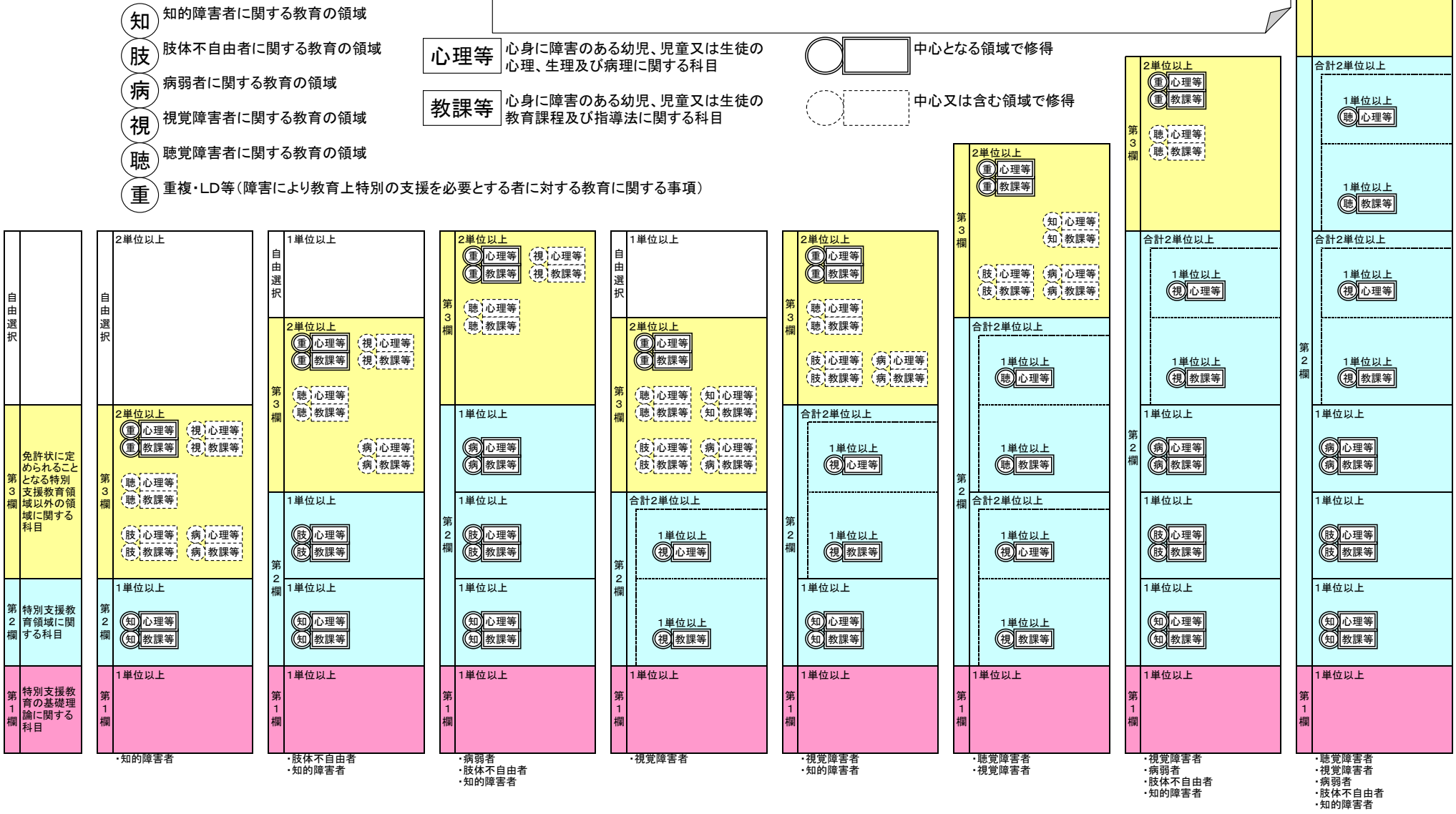
中心又は含む領域で修得